平成２２年（フ）第６４号
栃木県宇都宮市下栗１丁目５番地20
債務者　松本　直子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８号
栃木県佐野市寺中町2422番地３
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
栃木県宇都宮市兵庫塚町９番地１　グリーンコーポⅠ―203号、前住所栃木県宇都宮市五代３丁目２番11号
債務者　藤田真由美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４号
栃木県小山市若木町３丁目６番28号
債務者　島田　郷樹
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５１号
川崎市宮前区菅生３丁目41番17号サニープレイス101、前住所川崎市宮前区水沢３丁目４番５号　百合ノ木ハイツ102
債務者　高山　麻里
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
愛知県岡崎市明大寺町字仲ケ入27番地　小林アパート２
債務者　高橋　峰子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
栃木県日光市川室30番地８
債務者　久保　恒之
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４号
栃木県那須烏山市南２丁目16番７号、前住所栃木県那須烏山市南２丁目16番９号
債務者　小林　　登
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２号
栃木県宇都宮市川田町1089番地　箕輪第一マンション８号、前住所栃木県宇都宮市台新田１丁目15番２号
債務者　奈良　正之
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４号
栃木県宇都宮市上桑島町1476番地14
債務者　菊地　利昭
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２号
栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡1507番地　針谷アパート201号
債務者　山道一二三
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１号
香川県丸亀市郡家町1393番地17
債務者　石原　律子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０号
香川県丸亀市飯野町東二甲324番地６
債務者　高原　一也
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時45分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３７号
東京都武蔵村山市中原３丁目７番地の48
債務者　柿本　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５５号
東京都青梅市千ケ瀬町４丁目329番地の９メゾンジュネス503
債務者　信岡　順子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７５号
栃木県宇都宮市東峰町3075番地５　福田第二マンション103、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4872番地
債務者　土志田由香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係